



平成 18 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 キ ャ ン ド ウ
代 表 者 名 代表取締役社長 城 戸 博 司
(コード番号:2698 東証第一部)
問い合わせ先 取締役管理部長 武 藤 真 朗
電 話 番 号 03-5944-4112

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 29 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範に適合した行動をとるための規準である「キャンドウ行動規範」の更なる周知徹底を図る。

「内部統制委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの取組みの推進・向上を図る。

また、社長直轄の内部監査室が社内業務全般のコンプライアンス状況を監査するとともに、内部通報制度によりコンプライアンス上疑義ある行為の把握と防止に努める。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を記録した文書等（電磁的媒体を含む）を保存し、必要に応じて取締役及び監査役が検索・閲覧可能な状態で管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の基本方針を「リスク管理規程」に定め、各業務毎のリスク管理体制を構築し、損失発生 of 事前防止に努める。また、「内部統制委員会」が全社のリスク管理を統括し、各部署におけるリスク管理体制整備を支援、推進するとともに、その実施状況の評価、リスク管理担当取締役への報告を行う。

不測の事態が発生した場合は社長直轄の「対策本部」を設置し、損害を最小限に止めるべく迅速に対応する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「中期経営計画」及び「年度予算」を策定する。これを達成するために各部署毎に目標を設定し、毎月開催する取締役会で担当取締役がその進捗と対策実施状況を報告する。

取締役会の下部に「経営会議」を設け、重要事項の事前審議と取締役会から委譲された範囲での機動的な業務意思決定を行う。各業務の執行は「業務分掌規程」「職務権限規程」その他の規程に定める権限と責任及び実施手続に従って遂行される。

5．監査役の職務を補助すべき使用人の体制及びその補助する使用人の独立性の確保について

必要に応じて、監査役の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとし、その選任、異動、人事考課については取締役と監査役の協議事項とする。監査補助者は監査役から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとする。

6．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

定例取締役会において各取締役は担当する業務の執行状況を報告する。この他、監査役は経営会議等の重要会議への出席、取締役及び使用人からの説明・報告、業務執行に関する文書等の閲覧を求めることができる。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査役に報告する。また、内部監査の状況、内部通報の状況についても適時に監査役に報告する。

監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ意見・情報交換のための会合を定期的を開催する。

以　上